

令和 3 年第 5 回栗山町議会臨時会会議録

令和 3 年 5 月 2 5 日 午前 1 0 時 3 0 分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	藤	本	光	行	君
2 番	大	西	勝	博	君
4 番	佐	藤	則	男	君
5 番	土	井	道	子	君
6 番	佐	藤		功	君
7 番	千	葉	清	己	君
8 番	三	田	源	幸	君
9 番	齊	藤	義	崇	君
1 0 番	置	田	武	司	君
1 1 番	鈴	木	千	逸	君
1 2 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3 番	友	成	克	司	君
-----	---	---	---	---	---

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	小	南	治	朗
事 務 局 主 幹	中	野	真	里

4、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	三 浦	匠	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中 野	和 広	君
総務課総務担当主幹兼 男女共同参画・内部統制担当主幹	出 南	力	君
まちづくり総括兼経営企画課長	橋 場	謙 吾	君
経営企画課地域政策担当主幹	田 崎	剛	君
税 務 課 長	篠 田	孝 義	君
福祉総括兼福祉課長	森	英 幸	君
建設総括兼建設課長	片 山	伸 治	君

建設課技術長	西	田	達	也	君
産業総括兼産業振興課長	高	間	嘉	之	君
ブランド推進課長	高	田	宏	明	君
教 育 長	南	條		宏	君
教育総括兼学校教育課長	秦	野	加	寿彦	君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

会務報告

報告第 4 号 令和 2 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 7 号）の専決処分について

報告第 5 号 令和 3 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

報告第 6 号 栗山町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 7 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 8 号 栗山町工鉱業等振興促進条例を廃止する条例の専決処分について

議案第 4 0 号 中央団地 3 号棟新築主体工事の請負契約について

議案第 4 1 号 中央団地 4 号棟新築主体工事の請負契約について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回栗山町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9番、齊藤議員、10番、置田議員のご兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日でよろしいのではないかと思います。会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日1日と決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第3、諸般の報告に入ります。会務報告につきましては事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、報告第4号令和2年度栗山町一般会計補正予算（第17号）の専決処分について、ほか6件であります。

地方自治法第121条第1項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受

けた副町長、総括、各課所長並びに教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた教育総括、社会教育課長、事務局長、農業委員会長及び同会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委員長及び同委員長の委任を受けた書記長であります。

さきの定例会報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎報告第4号

○議長（鶴川和彦君） 日程第4、報告第4号 令和2年度栗山町一般会計補正予算（第17号）の専決処分についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第4号 令和2年度栗山町一般会計補正予算（第17号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,328万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ110億4,482万8千円とするものであります。

専決処分いたしました主な内容は、歳入では、町税や地方交付税などの確定見込み等による補正、歳出では、2款総務費の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の追加等に係る補正であります。

事項別明細につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 副町長。

〔副町長 三浦 匠君登壇〕

○副町長（三浦 匠君） それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。まず、歳出であります。2款1項1目1節報酬から13節使用料及賃借料までの合わせて1,351万1千円の補正は、ふるさと納税推進事業に係る各節の不用見込み額をそれぞれ減額するものであります。

24節積立金の補正は、まず上段であります。後ほど歳入18款でご説明いたします、ふるさと応援寄附金及び先ほどご説明いたしました不用見込み額等の合わせて961万2千円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

次に下段であります。今回の補正の財源調整の一部1,446万5千円を、今後の公共施設等の長寿命化対策等に係る公債費の償還財源として減債基金へ積み立てるものであります。

6目24節積立金の42万円の補正は、後ほど歳入18款でご説明いたします総務寄附金を財政町政基金に積み立てるものであります。

１２目企画費につきましては、北海道市町村振興協会助成金の確定による財源振替であります。

２０目防災対策費につきましては、起債額確定による財源振替であります。

２３目２４節積立金の５，１００万円の補正は、後ほど歳入１８款でご説明いたします総務寄附金１００万円及び、今後の新型コロナウイルス感染症対策に係る財源として、今回の補正の財源調整の一部５，０００万円を、新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てるものであります。

８款２項５目地方道路整備費から１１ページをご覧くださいまして、５項３目までにつきましては、それぞれ起債額確定による財源振替であります。

１０款１項４目２４節積立金の１３０万円の補正は、後ほど歳入１８款でご説明いたします教育寄附金を、子ども夢づくり基金に積み立てるものであります。

４項８目自然教育振興費につきましては、起債額確定による財源振替であります。

６ページをお開きください。

次に歳入であります。１款１項町民税から６項入湯税までにつきましては、町税の確定見込みによる補正であります。

２款１項地方揮発油譲与税から８ページをお開きいただきまして、１１款地方交付税までにつきましては、それぞれ収入額の確定による補正であります。

１８款１項１目１節総務寄附金の２４８万５千円の補正は、まず、一般寄附金であります。２月１５日に桜丘２丁目、石崎義男氏よりいただきました２万円、２月２６日に恵庭市、株式会社道央環境センター、代表取締役社長島田雅之氏よりいただきました１００万円、３月３１日に中央２丁目、佐藤菊江氏よりいただきました１０万円、同じく３月３１日に共和、生駒和子氏よりいただきました３０万円の合わせて１４２万円の寄附金であります。

次に、ふるさと応援寄附金は、寄附額確定に伴い３９０万５千円を減額するものであります。

３節教育寄附金の１２０万円の補正は、３月１１日に錦３丁目、株式会社すいき建設、取締役社長佐藤孝行氏よりいただきました１００万円、３月１５日に松風４丁目、畑よし子氏よりいただきました３０万円の寄附金のほか、当初予算で計上しておりました、ハサンベツ里山倉庫改修事業に対する寄附金の確定に伴う１０万円の減額であります。

１９款１項５目１節財政調整基金繰入金の１億９，５４０万９千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として、減額するものであります。

２０款１項１目１節前年度繰越金の２，０１９万１千円の補正は、繰越金の確定による追加であります。

２１款５項２目１節雑入の９万８千円の補正は、北海道市町村振興協会助成金

の確定に伴う追加であります。

２２款１項１目土木債から、９ページをご覧くださいまして、５目総務債までにつきましては、付記事業の起債額確定による補正であります。

５ページをお開きください。

第３表地方債の補正についてご説明いたします。

１、変更であります。起債の目的、４、がくえん橋橋梁整備事業債から６３、ハサンベツ里山倉庫改修事業債までにつきましては、それぞれ起債額の確定により限度額を付記のとおり変更するものであります。

以上で事項別明細の説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

７番千葉議員。

○７番（千葉清己君） ２点質問します。まず、６ページ、１款２項１目固定資産税現年課税分、滞納繰越分、それぞれ増減がありますけれども、主な内容についてお知らせをお願いしたいと思います。もう一点は、８ページ、１１款１項１目地方交付税でありますけれども、これも普通交付税、特別交付税共に、主な内容について、教えていただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ７番千葉議員の質疑に対する答弁に入ります。

税務課長。

○税務課長（篠田孝義君） １款２項１目２節滞納繰越分の固定資産税の減額についてでございますけれども、過去の実績等を目標にいたしまして、予算計上にあたりましては、収納率により予算計上しているところでございますけれども、実績としまして、収納率が下がったことによる減額でございます。

その内容といたしましては、かねてより滞納がある大口滞納者に加えて、新たな法人が滞納となったことによる収入の減でございます。

○議長（鵜川和彦君） 経営企画課長。

○経営企画課長（橋場謙吾君） 千葉議員ご質問２点目の８ページ、１１款地方交付税の関係でございます。

まず、１節の普通交付税でありますけれども、当初予算におきましては、２９億１千万円、これまでの交付実績等々踏まえて、計上させていただいたところでございますけれども、実績といたしまして、今回の補正額を加えてですね、３０億４，１９１万６千円となったものでございます。

この主な増の要因といたしましては、交付税の各費目ごとに単位費用ということで、積算単価がございますけれども、この単価見直しによる増というのがひとつと、それから主だったものといたしましては、過疎対策事業債の償還費、これ

がですね、増になったことによりまして、基準財政需要額が増えたということが主な要因でございます。

続きまして2節特別交付税でございます。こちらにつきましては、現計予算で3億計上しておりましたけれども、今回の補正を加えまして、3億3,730万7千円が交付実績となったものでございます。

特別交付税につきましては、例年3億円を予算計上しておりまして、その年の全国的な災害状況ですとか、そういった特殊財政状況が、かなり左右される部分もございまして、大体これまでの実績を踏まえて同額計上をしていたところでございますけれども、主な要因といたしましては、地域おこし協力隊の採用の人数の増によりまして、歳入が増えたといったことが主な要因でございます。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員。

○7番（千葉清己君） 固定資産税の現年課税分のことも教えてください。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

税務課長。

○税務課長（篠田孝義君） 現年課税分の固定資産税についてでございますけれども、1,700万円の増となっております。その要因といたしましては、予算編成にあたりましては、課税標準額に見込みの収納率をかけまして予算計上しているところでございます。

過去の実績を踏まえまして、予算策定時には、97パーセントの収納率で計上していたところですが、実績としまして、99パーセントを超える収納率となったためでございます。

○議長（鵜川和彦君） 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第4号 令和2年度栗山町一般会計補正予算（第17号）の専決処分について、承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、報告第4号は、承認することに決定をいたしました。

◎報告第5号

○議長（鶴川和彦君） 日程第5、報告第5号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第5号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ90億9,006万8千円とするものであります。

専決処分をいたしました内容は、2款総務費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正であります。

5月16日の北海道に対する緊急事態宣言の発令に伴い、道より、本町を含む措置区域におきましては、飲食店に対する営業時間短縮等の要請がなされているところであり、外出自粛要請と合わせ、さらなる需要の落ち込みなど、事業継続への大きな影響が懸念されております。

このため、町といたしましても、町内飲食店を取り巻く厳しい状況を鑑み、一般、事業継続を下支えするための緊急支援として、協力事業者に対し定額の支援金を給付する栗山町飲食店事業継続臨時支援金事業を実施するものであります。

なお、緊急事態宣言に基づく道の対策が、遅くとも5月18日からの営業時間短縮等を要請する内容であることから、町の緊急支援もこれに沿った中で実施する必要があるため、専決処分での対応とさせていただいたものであります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。2款1項23目18節負担金補助及び交付金の985万円の補正は、道の営業時間短縮等の要請を踏まえて営業する町内飲食店を対象に、酒類の提供を行う飲食店に15万円、酒類の提供を行わない飲食店に10万円の臨時支援金をそれぞれ給付するものであります。

3ページをお開きください。

次に歳入であります。19款1項10目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の985万円の補正は、今回の補正の財源として繰り入れるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第5号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認することに賛成の皆さんの起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、報告第5号は承認することに決定をいたしました。

◎報告第6号

○議長（鵜川和彦君） 日程第6、報告第6号 栗山町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第6号 栗山町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町税条例等の一部を改正する条例は、令和3年3月31日法律第7号をもって交付された地方税法等の一部を改正する法律による関係条例の改正であります。

改正条例第1条につきましては、栗山町税条例の一部改正で、第36条の3の2から第53条の9までは、法改正に伴う引用条項整理の他、町民税に係る給与所得者等の扶養親族申告書及び退職所得申告書の提出に関し、税務関係書類の電子化推進の観点から、一定要件のもと、電子提出の要件である税務署長の承認を不要とするものであります。

第81条の4、附則第10条の2及び附則第11条は、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第11条の2、附則第12条及び附則第13条は、法改正により、固定資

産税の特例に係る規定を改めるもので、令和３年度の評価替えに伴い、土地に係る現行の負担調整措置等を令和５年度まで継続するとともに、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるものであります。

附則第１５条につきましては、特別土地保有税の課税の特例に係る規定で、固定資産税の負担調整措置等に併せ、その適用期限を令和５年度まで延長するものであります。

附則第１５条の２は、軽自動車税の環境性能割に係る規定で、当該税率を１パーセント軽減する臨時的措置の適用期限を９カ月延長し、令和３年１２月３１日までに取得した軽自動車を対象とするものであります。

附則第１５条の２の２は、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第１６条は、軽自動車税の種別割りの特例に係る規定で、排出ガス性能に優れた車両に係る税率軽減措置の適用期限を２年間延長し、令和４年度までに初回車両番号指定を受けた軽自動車を対象とするものであります。

附則第２５条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る規定で、住宅新築等において、一定要件のもと受けられる税額控除の適用期限を２年間延長し、令和１７年度分までとするものであります。

改正条例第２条につきましては、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第１条につきましては、施行日を定めたもので、令和３年４月１日から施行するものであります。

附則第２条につきましては、町民税に関する経過措置、附則第３条は、固定資産税に関する経過措置、附則第４条は、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものであります。

以上、栗山町税条例等の一部を改正する条例の改正内容の説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第 6 号 栗山町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、報告第 6 号は承認することに決定をいたしました。

◎報告第 7 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 7、報告第 7 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供します。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第 7 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告し、承認を求めるものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例は、令和 3 年 3 月 31 日法律第 7 号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

附則第 3 項から附則第 9 項までは、令和 3 年度の評価替えに伴い、土地に係る都市計画税の負担調整措置を令和 5 年度まで継続するとともに、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるものであります。

附則第 11 項は、法改正に伴う引用条項整理であります。

附則第 1 項につきましては、施行日を定めたもので、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 項につきましては、都市計画税に関する経過措置を定めるもので、適用年度の規定であります。

以上、栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容の説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第7号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鶴川和彦君） 全員起立。よって、報告第7号は承認することに決定をいたしました。

◎報告第8号

○議長（鶴川和彦君） 日程第8、報告第8号 栗山町工鉱業等振興促進条例を廃止する条例の専決処分についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 佐々木 学君登壇]

○町長（佐々木学君） 報告第8号 栗山町工鉱業等振興促進条例を廃止する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものであります。

本条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく国の減収補填措置を活用し、本町産業の振興に資するため、町内において、投資額2,500万円以上となる事業所を新設又は増設する者に対し、事業開始以後、3年間にわたり固定資産税の課税を免除する支援制度を定めたものであります。

今回、その根拠となります旧過疎法が令和3年3月31日をもって失効したことに伴い、本条例を廃止するものでありますが、旧法による減収補填の経過措置を定める新過疎法の成立が3月26日であったことから、3月31日付けの専決処分により対応させていただいたものであります。

附則第1条につきましては、施行日を定めたもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

附則第2条につきましては、新過疎法の規定に基づき、廃止前に新設又は増設した事業場に係る経過措置を定めるものであります。

なお、4月1日施行の新過疎法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく支援制度につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画の策定と併せ、後の議会において、条例案の提出を予定するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鶴川和彦君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入

ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） 討論はないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。報告第8号 栗山町工鉦業等振興促進条例を廃止する条例の専決処分について承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、報告第8号は、承認することに決定をいたしました。

◎議案第40号

○議長（鵜川和彦君） 日程第9、議案第40号 中央団地3号棟 新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。町長

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第40号 中央団地3号棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中央団地3号棟新築主体工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定のより、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中央団地3号棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、7,689万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、98.5パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町中央1丁目1番地1、松原産業株式会社、代表取締役松原正和であります。

入札につきましては、5月14日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上6社であります。

工事場所は、栗山町中央1丁目であります。

工事内容は、木造2階建、延べ床面積337.99平方メートル、1棟の建築主体工事一式であります。

工事期間は、着手の日から、令和4年1月14日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金3,460万円、起債4,220万円、一般財源9万円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第４０号 中央団地３号棟新築主体工事の請負契約について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第４０号は、原案どおり決定をいたしました。

◎議案第４１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１０、議案第４１号 中央団地４号棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第４１号 中央団地４号棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中央団地４号棟新築主体工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中央団地４号棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、７，７００万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は９８．７パーセントであります。契約の相手方は、栗山町朝日４丁目３２番地３、朝日産業株式会社、代表取締役廣岡延博であります。

入札につきましては、５月１４日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鈺建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上６社であります。

工事場所は、栗山町中央１丁目であります。工事内容は、木造２階建、延べ床面

積 3 3 7 . 9 9 平方メートル、1 棟の建築主体工事一式であります。

工事期間は、着手の日から、令和 4 年 1 月 1 4 日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金 3 , 4 6 5 万円、起債 4 , 2 3 0 万円、一般財源 5 万円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 4 1 号 中央団地 4 号棟新築主体工事の請負契約について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。よって、議案第 4 1 号は、原案どおり決定をいたしました。

◎閉会の宣言

○議長（鵜川和彦君） 以上で提案された案件の審議が終了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、これをもちまして、令和 3 年第 5 回栗山町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 1 1 時 1 2 分